入間市公共施設PPA事業実施事業者補助金交付要領

　（趣旨）

第１条　本要領は、予算の範囲内において、二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）交付要綱（令和４年３月30日環政計発第2203301号。以下「国交付要綱」という。）第４条第２号に定める重点対策加速化事業として、本市が入間市公共施設PPA事業実施事業者補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、国交付要綱及び入間市補助金等の交付手続等に関する規則（平成７年３月28日規則第10号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

　（定義）

第２条　本要領における用語の意義は、国交付要綱第３条及び規則第２条に定めるとおりとする。

　（補助対象者）

第３条　補助金の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、入間市が行うPPA手法による太陽光発電設備の設置を発注するために実施するプロポーザルにおいて受託候補者となり、電力供給契約を締結したものとする。

　（補助対象事業及び補助対象経費）

第４条　補助金の交付対象とする事業（以下「交付対象事業」という。）及び経費は、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領（令和４年３月30日環政計発第2203303号。以下「国交付要領」という。）の定めによるものとする。

　（補助金の額）

第５条　補助金の額は、次の各号に掲げる機器（以下「対象機器」という。）に応じ、当該各号に定める額とする。

　　ただし、事業全体の費用効率性（交付対象事業費を法定耐用年数の累計CO₂削減量で除した値）が25万円/t-CO₂を超える部分については、個別の交付対象事業の交付率等によらず、交付対象事業費から除外する。⑴　太陽光発電設備　設置費の２分の１の額

　（交付申請）

第６条　補助金の交付を受けようとするもの（以下「申請者」という。）は、入間市　公共施設PPA事業実施事業者補助金交付申請書（様式第１号）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

　⑴　対象機器を導入する施設の一覧（別紙１）

　⑵　対象機器の導入に係る経費の内訳書類（国交付要領別表第１（交付対象事業費：設備整備事業）の対象経費の細分別に内訳を記載し、対象外経費についても記載すること。）

　⑶　太陽光発電設備にあっては、対象機器の仕様書、設置図（機器配置図、システム系統図及び単線結線図であって対象機器と対象機器以外の設備が判別できるものに限る。）

　⑷　PPA料金の算定に当たり、補助金相当額が減額されていることを示す計算書

　⑸　役員等一覧表（別紙２）

　⑹　誓約書（別紙３）

　⑺　その他市長が必要と認める書類

２　前項の規定による申請を行うに当たり、国交付要綱第11条第２項の規定にかかわらず、消費税及び地方消費税を補助対象経費に含むことはできないものとする。

　（交付決定及び却下）

第７条　市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、補助金の交付の可否について、入間市公共施設PPA事業実施事業者補助金交付決定・却下通知書（様式第２号）により、申請者に通知するものとする。

　（補助金の交付条件）

第８条　市長は、国交付要綱第13条、第15条から第19条まで、第23条、第24条及び第28条において地方公共団体に付された条件に準ずる条件を補助対象者に付すものとする。この場合において、国交付要綱の規定中「環境大臣」及び「地方環境事務所長」とあるのは「入間市長」と、「地方公共団体」とあるのは「補助対象者」と読み替えるものとする。

２　前項の規定によるもののほか、市長は、補助対象者に次に掲げる条件を付す。

　⑴　交付対象事業は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）その他の法令及び関連通知の定めによるほか、前項に定めるものを除く国交付要綱の定めによらなければならないこと。

　⑵　交付対象事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならないこと。ただし、交付対象事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不適当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。

　（事業内容の変更）

第９条　第７条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、補助対象事業の内容の変更をしようとする場合は、速やかに入間市公共施設PPA事業実施事業者補助金変更承認（不承認）申請書（様式第３号）を提出し、市長の承認を受けなければならない。ただし、事業完了日及び補助金の額に影響を及ぼすことがないものについては、この限りでない。

２　市長は、前項の規定による書類の提出があった場合は、その内容を審査した上で変更承認（不承認）通知書（様式第４号）により交付決定者に通知するものとする。

　（完了報告）

第10条　交付決定者は、全ての施設の対象機器の設置完了の翌日から起算して30日を経過する日又は当該年度の３月30日のいずれか早い期日までに、入間市公共施設PPA事業完了報告書（様式第５号）を市長に提出するものとする。

　（補助金の請求）

第11条　交付決定者は、前条の規定により完了報告をした後、入間市公共施設PPA事業実施事業者補助金請求書（様式第６号）を提出し、市長に請求することができる。

２　市長は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に補助金を支払わなければならない。

　（交付額の確定）

第12条　市長は、第10条の規定による完了報告及び第11条の規定による補助金の請求を受けた時は、内容を審査するとともに、必要に応じて現地を確認し、補助金を交付することが適当であると認めるときは、補助金の額を確定し、入間市公共施設PPA事業実施事業者補助金交付額確定通知書（様式第７号）により交付決定者へ通知するものとする。

　（協力）

第13条　交付決定者は、市の地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（重点対策加速化事業）に係る事務のために必要な報告、調査等に協力しなければならない。

　（交付決定の取消し及び返還）

第14条　市長は、補助金の交付決定後に交付決定者が次の各号のいずれかに該当する　ことが判明したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、当該交付決定者に対して、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

　⑴　規則又は本要領の規定に違反したとき。

　⑵　提出書類に虚偽の事実を記載し、又は補助金の申請に関し、不正な行為があったとき。

　⑶　市長の承認を受けないで、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める期間を経過する前に、対象機器を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し又は廃棄したとき。

附　則

この要領は、令和６年９月６日から施行する。